

認証評価機関としての大学基準協会の歩み ——会員制大学団体として大学基準協会は認証評価を どのように推進してきたのか——

前田 早苗

千葉大学国際教養学部教授

はじめに

大学基準協会は、1951（昭和26）年に会員資格審査を開始して以来60有余年という長い大学評価の歴史を有している。その中でいくつかの画期を経て、現在は認証評価機関として日本の高等教育の質保証の重要な役割を担っている。2004（平成16）年の認証評価導入後13年を経過し、大学基準協会（以下、協会と略称）を学校教育法に位置づけられた認証評価を実施する評価機関としてのみ認識している大学関係者もあるかもしれない。認証評価機関となることは、評価の豊富な経験からすれば、協会にとってそれほど難しいことではなかった。しかし、民間の会員制の自立的な大学団体が法定の評価を引き受けることは、協会の存立にも関わる大きな性格変更を伴うものだった。

本稿では、4年制大学の機関別認証評価の申請に携わった経験から、認証評価制度導入期を中心に、協会の評価活動を通して明らかになった認証評価の課題を改めて確認しておきたい。

1 1996年の大学評価システム改革と大学の反応

協会がこれまで数度にわたって行ってきた大学評価システム改革の中で、最大の改革であり社会からも注目を集めたのは、1996（平成8）年のシステム改革だった。

その改革とは、1）それまで正会員に加盟するために行っていた大学全体を対象とした評価を「加盟判定審査」とし、すでに正会員になっている大学に対しても「相互評価」として10年ごと⁽¹⁾に繰り返し評価を受

けることを求めたこと、2）登録学部制を廃止したこと、3）大学自身による自己点検・評価の結果報告書の評価の中心資料としたことなどである。

この改革は、何よりも正会員大学にとって大きなものだった。すでに協会の評価をクリアして正会員大学になっているのに、繰り返し評価を受けなければならないからだ。学部登録制の下で未登録の学部を持っていた大学にとっては、学部ごとの評価を受けた登録学部と評価を受けていない未登録学部（中には評価を受ける意思のない学部、受ける条件が整っていない学部など様々）の区別がなくなるということへの戸惑いもあった⁽²⁾。いわゆる有名大学が評価を受ける制度としてマスコミからの関心も高く、第1回の大学評価結果に関する記者発表には多くのマスコミ関係者が出席した。

この大改革に踏み切るのは、協会にとっても一種の賭けであったといつてよい。第1回の会員資格審査から40年以上正会員であり続ける大学が、果たして協会の大学評価を再び受けるのか、受けない場合、正会員の資格をどう考えるのか、という大問題を抱えていたからだ。

それでも新たな大学評価の導入に踏み切ったのには理由がある。大学設置基準で自己点検・評価の義務化と外部評価の努力義務化が大学設置基準で規定されたことが大きい。何よりも、大学が多様化していく中で、定量的な基準による評価ではなく、大学自身の自己点検・評価をもとにした評価のほうが、日本の大学の水準向上に有益であるという判断がなされたからだ。また、1990年代以降、大学の質保証が世界共通の

課題として顕在化してきたことも改革の推進力となった。

大改革を行った1996（平成8）年から認証評価開始前年の2003（平成15）年までの8年間に加盟判定審査を受けて新たに正会員となった大学は113大学（国立12、公立14、私立87）と、8年間で正会員数は194大学から307大学へと1.6倍以上に増加した。

正会員で大学評価を受けたのは、108大学（国立7、公立7、私立110）だった。正会員数194大学（国立29、公立9、私立156）の割合からすると、正会員数全体の64%（国立24%、公立78%、私立71%）が、7年間で大学評価を受けたことになる。正会員にとっての相互評価の受審は、会員としての義務であるとするれば、64%という数値は多いとはいえないかもしれない。しかし、国立大学の受審率が低いのが際立っているものの、法律で義務付けられる前に自主的に約8割の公立大学と7割の私立大学が大学評価を受けたことになる。

加盟判定審査、相互評価あわせて7年間に200を超える大学が大学評価を受けたということは、高等教育をめぐる状況が厳しくなることが予測される中で、大学が自己点検・評価の結果について外部のしかるべき機関の評価を受けることで自身の質保証の礎としていたとってよいだろう。

2 認証評価機関への申請と留意事項への対応

認証評価制度は、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、細目省令と略称）⁽³⁾の4つの法令で規定されている。このうち学校教育法で認証評価制度の骨格が明らかになったのは2002（平成14）年11月の改正時であるが、認証評価機関となるための要件・プロセスを具体的に示した学校教育法施行規則やさらに詳細な項目を定めた細目省令の制定は2004（平成16）年3月と、認証評価制度開始の直前だった。

協会では、2004（平成16）年度の評価から直ちに認証評価申請大学の受け皿となるべく、これらの法令の慎重な検討を行い、法令要件を満たすための最低限の

システム変更を行った。すなわち、1）外部有識者を評価に参画させること、2）それまで相互評価において実施していた実地視察を加盟判定審査にも拡大して全申請大学に対して行うこと、3）認証評価結果に対して当該大学からの意見申立の機会を設けること、4）これまで当該大学に対してのみ通知していた評価結果を社会に公表することの4点である。

そのほかの要件はすべて満たしているとの判断から、会員制という協会の性格を体現した加盟判定審査と相互評価という2種の評価システムで構成される大学評価システムをそのままに認証評価申請に臨んだ。その結果、同年6月には文部科学大臣から大学評価を行う機関として認証されるところとなった。

しかし、認証には、会員制の協会という性格に大きく影響を及ぼすような留意事項が3点付された⁽⁴⁾（下線は筆者による）。

- 1) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との一体的な運用については、必要に応じ見直すことが求められる。特に、会員である大学に対する認証評価と非会員である大学に対する認証評価が、同一の基準により公正に行われることに留意する必要がある。また、各大学の評価機関選択の幅を拡大する観点から、会員になることを希望しない大学に対しても評価を行うことについて、今後の会員の加盟状況等も踏まえつつ、検討する必要がある。⁽⁵⁾
- 2) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との関係を明らかにするため、評価結果を公表する際に、認証評価の結果であることを明記するなど、工夫が必要である。また、「相互評価」という名称については、第三者評価であることについて誤解を与える可能性があることから、今後検討する必要がある。
- 3) 客観性・透明性の高い第三者評価を行うため、評価基準の適用等について、会員校へ特段の配慮を行うこと等のないよう、適正に運営する必要がある。

以上、すべて会員制に関わることからである。留意点は、協会に対し「検討」を求めているものであり、

認証の要件ではなく、対応義務はないとの解釈も成り立つため、協会から文部科学省担当官に問い合わせをしたところ、事実上認証要件に等しい扱いであることがわかった。

留意事項で最大の問題は1)の下線の部分である。会員になることを希望しない大学にも大学評価を実施することは、会員制と評価の連動をやめるというものである。それは会員制に立脚した協会の性格を揺るがしかねない制度変更の要請だった。

この留意事項に対応するため、多くの課題に挑むことになった。会員制と評価を切り離し、正会員にならずに認証評価のみを受けることを可能にすることは、協会の評価を受けて一定の質が担保されているという正会員の存在意義が問われることになるからである。協会は、正会員大学を、協会の事業に積極的に関与する会員と定義し、大学評価の評価者や基準委員会等、委員会の構成員は正会員大学から選出することを強調した⁶⁾。

経理面では、大学評価に係る直接経費と、評価を支える委員会活動や調査研究活動、これに携わる事務局職員の業務にかかる費用を単純に分けるのは困難を極めた。会員制の下では、両者は一体的なものだからだ。検討の結果、正会員になる大学より、正会員にならない大学の評価費を一定額増額すること、正会員としての会費と認証評価のための評価費を形式上で分けることで解決を図った。

一方、協会の正会員でありながら、他の認証評価機関の評価を受けて協会の大学評価を受けない大学を正会員のままとするののかについては、留意事項にはまったく抵触しないものの、協会にとっては大変に由々しき課題だった。国立大学が他の認証評価機関を受けることが予想された。設置者の別なく国公私の大学が会員であることには大きな意味がある。歴史的に理事会や各種の委員会为国公私の代表者たちが交流してきたことは、評価に限らず協会の活動の推進力になってきたからだ。この難題については、新たに定款を定めるとともに正会員に関わる規定を改め、正会員の資格要件として、これまで加盟判定審査に合格することとしていたのを、他の認証評価機関による機関別認証評価

を受けた場合には、これを協会の大学評価に代えることができるものとした。

評価方法については、改善報告書の提出というプロセスを存続させるべきか否かが問題となった。改善報告書とは、評価を受けた大学に対し、評価の結果、問題がみられる事項について3年後に改善報告書の提出を義務づけるというものである。これまでは会員の継続的な改善向上に資するものとして実施してきた。これも会員制団体としての特色とあってよい。この改善報告書の提出を、認証評価の義務履行のために協会の大学評価を受ける大学に求めることができるのか、会員ではない大学の改善報告書を協会で確認しその報告書に対しさらに評価を行う必要があるのかが検討された。評価経費は誰が負担するのかも問題だった。結論としては、大学からの報告書提出がなされない可能性もあるが、改善報告書は大学のために求めるものであるから、たとえ会員にならない大学に対しても同様の措置を取ることが協会の望ましい姿であるという結論に至り、改善報告書は認証評価にもそのまま引き継がれた。

このようにして、会員制の団体として多くのジレンマを抱えつつも、なんとか解決策を見出した。また、加盟判定審査と相互評価を「大学評価」に一本化し、2007(平成19)年に、上記の留意事項はすべて満たすところとなった。

会員制との関係では、これまでの評価と性格が異なるところとなった認証評価ではあるが、認証評価開始年の2004年と第1期終了直後の2011年、直近の2016年の会員数の比較は下記のとおりである。

表1 設置者別正会員校数比較

年	正会員計	国立	公立	私立
2004年8月	307	41	23	243
2011年8月	336	21	38	277
2016年8月	340	19	46	275

注1) 大学基準協会「会報」より。会報記載の正会員数は、前年度の評価による異動を反映している。

注2) 公立には公立大学法人を含む。また、私立には株式会社立を含む

第1期7年間を見ると、正会員大学の数は、国立大学で半減したが、公立、私立は増加している。第1期

の7年間で協会の大学評価を受けても正会員にならなかった大学は、評価受審324大学中わずか1大学だった⁽⁷⁾。

第2期は、ほとんどの大学が第1期と同じ認証評価機関で認証評価を受けているため、会員数の変動が小幅である。

また、改善報告書については、その継続について慎重に検討したが、蓋を開けてみれば会員にならない大学も含め、評価を受けたすべての大学から提出され、その意義が改めて確認された。

これらの状況から、留意事項への対処によって懸念された会員制と評価を切り離すことの課題は、協会の評価にそれほど大きい影響を及ぼしているようには見えない。それよりも、国立大学の正会員離れのほうが深刻である。他の認証評価機関を受けるので、協会の正会員である必要は無いということだ。運営費交付金の継続的な削減が会費支出を困難にしているのが主要因と考えられるが、国公私を横断する会員制団体として、単なる法定評価を請け負うというだけではなく、大学評価の意義をさらに高めるような方策を立てることも、難問ではあるが、挑戦し続けなければならないだろう。

3 認証評価制度導入当時の制度的課題

認証評価申請に携わった立場から、制度導入当時の認証評価についていくつかの点を課題として指摘しておきたい。

第1に、認証評価機関になる際に、協会は加盟判定審査と相互評価の二種からなる大学評価のまま申請を行っても認証されるものとして楽観視していたわけではなかった。寄附行為の変更等の必要性について、申請の準備段階で事務局から文部科学省の担当官に非公式に打診をした。しかし、寄附行為の変更の必要なしとの回答を得たので、最低限の変更にとどめて申請を行ったという経緯があるからだ。結果として、大学分科会では、認証されたものの前述のような留意事項が付されることとなった。

認証評価制度が決定するまでの経緯は、当時の政府の強力な規制緩和方針を受け、どのような評価機関

(民間の大学団体か、全国共同利用機関のような国の機関かなど)がどのような評価(アクレディテーション型か否か)を行うのか、設置認可との関係はいかにあるべきか(設置認可の補完か、設置認可の役割の抑制かなど)については、紆余曲折があった上で現行の制度に落ち着いた⁽⁸⁾。

第2に、評価結果に合格不合格を付す方法についてである。申請段階で、文部科学省からは、協会が合否の判断を、評価結果を総合的に判断して決定するとしている点について、合格と不合格の線引きがあいまいではないかとの指摘を受けた。当時他の評価機関も申請準備をしていたが、他の評価機関は、複数ある評価基準のそれぞれに当該基準への適合・不適合を決し、ひとつの基準でも適合しないと全体として不合格となるシステムであり、合否の基準が明確であるとされた。確かに総合的な判断というのは、評価機関側の裁量幅が大きいうに受け止められるかも知れない。しかし、基準ごとに適合・不適合の判断をする際にも、その基準においては明確な線引きができるとは限らず、基準ごとの総合的な判断はやはり必要になる。それぞれの基準がカバーする領域には、その重要性において軽重があり、ただひとつの基準について適合と認められないことが、大学全体の合否を決するというあり方が適切とは必ずしもいえない。これらについて協会から説明したが、文部科学省の担当官からは理解を得られなかった。ただ、この点については、特に協会の方針を変えずに認証が得られたのは幸いだった。

ここにも会員制組織としての方針と、設置認可後の補完装置として認証評価を位置づけていたであろう文部科学省の見解とで差が見られる。

文部科学省は、評価結果を一定の基準に照らしてそれを上回っているか否かを明確にし、これを公表することで、新しく導入した質保証制度の適切性を担保しようと考えたのだろう。7年に一度の評価受審時点の状況を重視したといえる。設置認可行政を司る文部科学省の立場としては当然かもしれないし、そのことの重要性を否定するものでは全くない。

協会が評価の合否を総合的に判断するとしているのは、大学の問題点の大きさによっては、正会員に加盟

したあと、会員としての義務と責任において改善に取り組むことができると認めた場合に合格とすることがあるという立場を取っている。会員制大学団体の相互支援の考え方が根底にある。

第3に、評価結果のあり方についてである。協会は、上述の通り、最小限の修正で申請に臨んだので、評価結果の形式も従来通りと考えていた。しかし、認証を得た後の文部科学省との協議の中で、文部科学省が設置基準への適合性についてだけではなく、評価機関の設定した評価基準についても、すべて適合しているか否かを評価結果に明記することを求めた。

しかし、協会の大学評価の基準は、「大学基準」であり、「大学基準」は抽象度の高い内容となっていて、具体的な評価は、別に設定した「点検・評価項目」によって実施している。たとえば、大学基準に「適切な〇〇」と書かれている場合、適切である理由をすべて明らかにして基準に適合していることを示すべきとする文部科学省の要請に応えるのは不可能に近かった。認証評価初年度は、すでに評価作業を終えようとしていたが、評価終盤で評価結果の形式を見直し、可能な限り記述の充実を図った。

文部科学省による指摘は、協会にとっても重要な気づきでもあった。なぜなら、認証評価以前の大学評価では、評価結果は当該大学のために作成するものであり、推奨される長所や改善すべき問題点を的確に大学に伝えることが重要だったが、社会への公表は、問題のない点もある程度のストーリー性をもって伝える必要があるからだ。認証評価実施後は、評価結果の分量は格段に増えるところとなった。

第4に、認証評価を受ける時期に関してである。協会では、新設の大学が大学評価を受けるのは、完成年度以降としている。最低でもプログラムが一巡し、卒業生を出さないとプログラムの適切性が評価できないからだ。これは、学位の質保証という点から、卒業生を出す前に認定行為はしないというアメリカのアクレディテーションの考え方に基づいている。しかし、認証評価制度ではこのような規定がないため、専門職大学院の中には設置認可後最初の修了生を出す前に認証評価を受けたケースがある。設置認可後わずか1～2

年で認証評価を受けるのであれば、設置認可の確認にしかない。

これらの点から、まず、認証評価導入に際し、文部科学省にも認証評価制度に対する共通理解が必ずしもなかったのではないかと考えられる。認証評価機関がどのような性格を持っているのか、どのような評価であれば許容されるのかなど、担当官によって法令の解釈が異なっていたからだ。

そして自己点検・評価に基づく評価を、設置認可における審査同様に細部のチェックの積み上げと考えていたことが評価結果の形式へのこだわりから見て取れる。さらには、新しい制度を無事に船出させるために、結果公表には相当の注意を払おうとしていたことがわかる。

認証評価制度をどのような目的として機能させ、設置認可との関係でどのように位置づけるのかについての曖昧さが随所に表れていたといっただろう。

4 設置認可と認証評価の関係

認証評価制度の目的が学校教育法に明示されていないことは各般で指摘されてきた⁹⁾。中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2009年～2011年）においても、公的質保証システムの基本的考え方として、1) 最低基準を定める広義の「設置基準」、2) 最低基準の担保のための「設置認可審査」、3) 設置後の「認証評価」の3つの要素をあげている¹⁰⁾が、認証評価は単に設置後の認証評価とされているだけである。同部会では、この3つの要素の関係性について集中的な議論が行われた。部会では認証評価の定義が不明確なのではなく、認証評価には、設置認可時および設置後に完成年度まで行われる設置計画履行状況等調査での指摘事項への対応の確認、その後の大学設置基準の遵守状況の確認、そして認証評価機関が自ら設定する評価基準に照らした評価と、実に広範な役割を求めらるることとされた。しかし、800近くある4年制大学を3つの認証評価機関で7年周期で評価するということは、3機関あわせれば、毎年100を超える大学を評価することになる。設置基準の遵守状況等のチェックにはそれほど多くのエネルギーを注ぐことは難しい。

また、近年、学生の学修成果や学位の国際的通用性などのアウトカムが重要視されるようになってきていることからすると、インプットにあたる設置基準の遵守状況の確認とは異なる視点での評価が必要になってきている。たとえば、専任教員の必要数は、設置基準では收容定員によって簡単に算出できるが、そもそも「専任」の定義が曖昧であり、実態として多様な雇用形態がとられている。設置審査のような教員個々の審査をするわけではないので、職分ごとの人数しか認証評価では確認できない。たとえば、アウトカムへと導きうる教員組織であるか否かに踏み込んで評価するのか、アウトカムにつながる教育を実施しているかが合理的に説明されていれば、教員組織は人数以外は評価しないのかなど、認証評価は進行している教育活動を的確に評価することが重要となっている。設置認可と認証評価は設置認可の事前評価・事後確認という単純な関係ではないことに留意する必要がある。

認証評価の結果の活用についても曖昧な点がある。認証評価制度は、大学に評価を受けることを義務づけているのみであって、評価結果に合否をつけることを制度として求めている。認証評価制度の開始時点では、文部科学省は認証評価がアクセディテーション（評価の結果、評価基準への適合性の判断を行う評価）ではないことを強調していたが、近年では、認証評価をアクセディテーションとしている。英文のホームページでは“Quality Assurance Framework of Higher Education in Japan” (http://www.mext.go.jp/component/english/_icsFiles/afieldfile/2011/06/20/1307397_1.pdf) というページで、認証評価制度は“Quality Assurance and Accreditation System (QAAS).”としている。現在活動している認証評価機関のすべてが合否をつける評価を行っているが、法令にはアクセディテーションとする根拠が無いため、今後、合否をつけない評価を行う評価機関が認証評価機関として申請した場合、これを認めないということはいえないだろう。

評価の結果に合否をつける制度として認証評価制度を設計しなかったのは、文部科学大臣が設置認可した大学を、同じ文部科学大臣が認証評価によって認可を

取り消すことができないからだと聞くが、そもそも、設置認可とアクセディテーションを同じ組織が管轄するというシステムは、欧米にはないだろう。認証評価によって不合格とされた大学は、社会的に評価結果が公表されることで相当な打撃を受けるが、制度的には認証評価結果の合否が具体的なメリット、デメリットにつながるものではない。

アクセディテーションは、もともと会員制の大学団体が大学を会員として迎えるために基準を設定し、認定した大学を公表することをもってその大学が会員にふさわしい水準にあることを示す制度であり、会員制と親和性が高いシステムである。本論文の最初に書いたように、会員制の協会が認証評価に臨むために数々の変更を行わなければならなかったのは認証評価とアクセディテーションが性格の異なるものだからである。認証評価を単にアクセディテーションという用語に置き換えてよいというものではない。

おわりに

2018年度から認証評価制度が第3期を迎えるにあたり、細目省令が改正された。あらたに1) 卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）に関することと、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（いわゆる内部質保証）に関することについて新たに評価を行うこととされ、2) 特に内部質保証は重点的に評価を行うこと、3) 評価方法に高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取を含めること、4) 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていることなどが認証評価機関に課される。4) については、大学の求めではなく、協会が大学に改善報告書の提出を求めることとしている点は多少異なるが、以上はすべて協会が既に実施していることである。大学院まで含めた3つの方針の明示、点検・評価項目において内部質保証という項目の設定、各項目における方針の明示と検証

の仕組みの設定、認証評価委員会への高校や民間企業関係者の参加である。つまり、この細目省令の改正は、先行する認証評価機関である協会の評価活動の後を追う形で整備されたものである。この事実は、非常に重要な点であり、認証評価が設置認可ではチェックできない大学の教育研究活動に即した評価を行っていることをよくあらわしている。

協会は、第2期に内部質保証の仕組みを大学に根付かせることに取り組んできた。しかし、内部質保証の中心が学修成果や学位の質保証にあるとすれば、仕組みができただけでは成果を挙げることは容易ではない。内部質保証の状況の評価するだけでなく、会員制団体としての特色を活かして、大学による内部質保証を確立するための支援にぜひ取り組んでいただきたい。

参考文献

- 1 『会報』第75号 大学基準協会 1995.10
- 2 『会報』第86号 大学基準協会 2004.10
- 3 『会報』第93号 大学基準協会 2011.9
- 4 『会報』第98号 大学基準協会 2016.9
- 5 『大学基準協会の歩みと展望 高等教育の質的転換を求めて』大学基準協会 2015.5

【注】

(1) 2002（平成14）年から評価を受ける間隔は10年から7年に短縮された。これは協会が2000（平成12）年に刊行した『大学評価の新たな地平を切り拓く（提言）』に基づくものである。認証評価制度がまだ確定していなかったこの時期に、協会は、第三者評価機関としての正当性と協会の大学評価の意義の再確認を行うとともに、大学評価の充実の方向性を示した。この提言を受けて、相互評価の機関を10年から7年に短縮したほか、財務評価に初めて着手した。さらには加盟判定審査と相互評価の評価方法を大きく区別し、加盟判定審査においては、点検評価項目を簡素化し、相互評価において精緻化した。会員拡大を図るとともに、加盟したのちの一層の質の向上を大学に求めるという方針である。これらの改

革は、後に決定される認証評価制度にほぼ叶うものであった。

- (2) 1995（平成7）年当時の正会員188大学の学部数のうち、登録学部548学部、未登録学部199学部だった。
- (3) 法令名は当時のもの。現在は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令。
- (4) 「財団法人大学基準協会 認証評価機関の認証について（答申）」中央教育審議会、平成16年8月。
- (5) この留意事項は、細目省令第3条第1項第二号に「大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。」に基づくものである。会員制の機関にとって会員にならない大学の評価申請を受け付けないのは正当な理由にならないとされた。
- (6) 協会の主要な委員会活動は、これまでも正会員大学の教職員で構成されており、留意事項を受けた変更ではない。

なお、協会には正会員のほかに賛助会員がある。賛助会員は協会の目的に賛同し、その事業を賛助する大学で、会員になるために大学評価を受ける必要はなく、会費もはるかに正会員より安い。協会の活動の果実は賛助会員でも享受できることから、会員区分の最大の違いであるはずの基準に適合しているというステータスがなければ、賛助会員でもよいという大学が出てくるのは当然の成り行きともいえる。

- (7) なお、2011（平成23）年度から2016（平成28）年度までの6年間には、4大学が大学評価を受けて適合と認められながら正会員になっていない。
- (8) 文部科学省は、1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について 一競争的環境の中で個性が輝く大学一」において、大学団体、学協会、大学基準協会等による多面的な評価に期待するとしつつも、認証評価を実施する第三者評価機関は全国共同利用機関と同等の機関が実施すべきとした。しかし、その後の政府の強力な規制緩和方針を

受けて、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関を認証評価機関とし、その認証評価機関自らが定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たしているか否かを社会に向けて公表するという現行制度に決着した。

- (9) 学校教育法第109条第1項で自己点検・評価を「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものと

する」として、その目的を「教育研究水準の向上」のためとしているのに対し、同条第2項で「大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする」としているのみで、認証評価の目的は明らかにされていない。

- (10) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「質保証システム部会における審議経過」平成21年8月3日。